

国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等による災害が発生しやすい国土であり、これまでも様々な災害が発生し、市民生活・社会経済に甚大な被害をもたらしてきた。

これら過去の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国においては、平成30年12月に、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、令和2年12月には、重点的・集中的に取り組むべき対策の更なる加速化・深化を図るべく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～令和7年度）を決定し、地方自治体への財政支援を含め、継続的な国土強靱化の取組を推進しているところである。5か年加速化対策については、昨年11月に、指定都市市長会が要請した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）終了後の継続的な財政支援が実現したものであり、深く感謝する次第である。

指定都市においては、このような国の動きと連動し、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各都市が定める「国土強靱化地域計画」に基づき、3か年緊急対策や5か年加速化対策による財政支援等を最大限活用しながら、国土強靱化に係る事業を積極的に実施しているところである。

しかしながら、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している水害・土砂災害や、南海トラフ地震、首都直下地震など、切迫する大規模災害に備えるためには、治水対策や人口増加期に集中的に整備してきたインフラ等の老朽化対策を含め、国土強靱化の取組を可及的速やかに前進させる必要がある。

全国20の指定都市は、我が国の人口の約2割に当たる2,700万人以上が居住し、様々な都市機能や産業が集積する圏域の中核都市として、そして日本をけん引するエンジンとして、この喫緊の課題に対しても率先して取り組んでいく所存である。

については、国土強靱化の取組を一層推進し、今後起こりうる大規模災害による被害を最小限に抑え、たとえ被災しても迅速な復旧・復興へとつながるよう、次のとおり要請する。

1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算・財源の安定的・継続的な確保

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、計画的に防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう、必要な予算・財源を、当初予算を含め、引き続き別枠・上乗せで、安定的・継続的に確保すること。

2 インフラやその他公共施設の強靱化に係る交付金・補助金の予算確保等

- (1) 災害時の物流・人流の確保や、流域治水対策の加速化を図るため、地方自治体が管理する道路、上下水道、河川等のインフラや、災害時の避難所・避難場所ともなる学校施設、都市公園、その他公共施設の老朽化対策を含めた強靱化に係る交付金・補助金について、多数のインフラやその他公共施設を抱える指定都市が確実に事業を実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している水害・土砂災害等への対策として、インフラの整備等と並行して、各地方自治体を実施する、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の取組を引き続き強力に支援すること。
- (3) ライフサイクルコストの最小化に向け、予防保全型の修繕や更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

3 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化と対象拡大

令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」については、長期的な視点をもって、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを行う必要があることから、時限措置ではなく、恒久的な措置とすること。また、区役所や消防署などの公用施設についても、災害対策等において重要な役割を担うことから対象とすること。

令和3年11月26日
指定都市市長会